

平成23年第2回豊後高田市議会定例会会議録（第1号）

○議事日程〔第1号〕

6月21日（火曜日）午前10時 開会

※開会宣告

※開議宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 第35号議案から第40号議案まで及び第1号報告から第5号報告まで並びに報第3号から報第8号まで上程

提案理由説明

質 疑

委員会付託

〔ただし、報第3号から報第8号までは除く〕

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

- | | |
|------|---------|
| 1 番 | 土 谷 信 也 |
| 2 番 | 近 藤 紀 男 |
| 3 番 | 成 重 博 文 |
| 4 番 | 安 達 隆 |
| 5 番 | 山 田 秀 夫 |
| 6 番 | 松 本 博 彰 |
| 7 番 | 中山田 健 晴 |
| 8 番 | 河 野 徳 久 |
| 9 番 | 明 石 光 子 |
| 10 番 | 土 谷 力 |
| 11 番 | 村 上 和 人 |
| 12 番 | 鴛 海 政 幸 |
| 13 番 | 安 東 正 洋 |
| 14 番 | 北 崎 安 行 |
| 15 番 | 川 原 直 記 |
| 16 番 | 河 野 正 春 |
| 17 番 | 山 本 博 文 |
| 18 番 | 菅 健 雄 |
| 19 番 | 徳 永 浄 |
| 20 番 | 大 石 忠 昭 |

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	安 藤 隆 治
主幹兼議事係長	清 水 栄 二
庶 務 係 長	次郎丸 浩 一
副 主 幹	岩 本 力

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
副 市 長	鴛 海 豊
会計管理者兼市参事兼会計課長	
	奥 田 秀 穂
市参事兼総務課長	栗 原 茂 彦
市参事兼企画政策課長	宮 崎 敦 夫
市参事兼情報推進課長	中 嶋 栄 治
市参事兼財政課長	増 田 正 義
市参事兼農林振興課長	井 上 晃 一
市参事兼福祉事務所長	野 村 信 隆
市参事兼消防長	門 岡 博 通
税 務 課 長	渡 辺 功 司
市 民 課 長	谷 下 幸 二
保 険 年 金 課 長	佐 藤 清
子育て・健康推進課長	甲 斐 智 光
環 境 課 長	都 甲 賢 治
商 工 観 光 課 長	佐 藤 之 則
農 地 整 備 課 長	新 田 千 代 蔵
建 設 課 長	筒 井 正 之
都 市 建 築 課 長	河 野 義 雄
上 下 水 道 課 長	近 藤 博 人
地域総務二課長兼水産・地域産業課長	
	渡 邊 和 幸
主幹兼総務法規係長	佐々木 真 治
秘 書 広 報 係 長	丸山野 幸 政

教育庁

教 育 長	河 野 潔
総 務 課 長	安 東 良 介
学 校 教 育 課 長	瀬 口 卓 士

○議長（村上和人君） おはようございます。

ただ今の出席議員は20名で、議員全員の出席であります。

よって、平成23年第2回豊後高田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

6月21日

○議長（村上和人君） この際、諸般の報告をいたします。

お手元に配付いたしました事務報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

○議長（村上和人君） これより本日の会議を開きます。

市長ほか関係者の出席を求めましたので、ご了承願います。

○議長（村上和人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、5番山田秀夫君及び6番松本博彰君を指名いたします。

○議長（村上和人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月29日までの9日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和人君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月29日までの9日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に配付してあります会議予定表のとおりであります。

○議長（村上和人君） 日程第3、第35号議案から第40号議案まで及び第1号報告から第5号報告まで、並びに報第3号から報第8号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

○市長（永松博文君） 本日ここに第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらず、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

それでは、諸般の報告を申し上げます。

初めに、東日本大震災に伴う地震・津波対策の見直しについてでございます。

3月11日に発生しました東日本大震災では、国内観測史上最大の巨大地震とともに、これまで経験したことのない程の大津波が東北地方を中心とした各地を襲い、私たちが想像もできないほどの甚大な被害をもたらしました。

改めまして、今回の震災で被害に遭われました方々に対しまして、こころからお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈りいたし

ます。

今回の震災では、各地でこれまで想定されていた規模をはるかに超える地震や津波による空前の惨禍がありましたことから、これまでの地震・津波の被害想定をはじめとした防災計画の見直しが急務となっており、現在、国や県において、その前提となる地震・津波の想定規模の見直しが行われているところでございます。

本市における現在の津波の想定は、県が平成16年にとりまとめた調査結果に基づいており、東南海・南海地震が同時に発生した場合として、高いところで2.33メートルという津波の高さが想定されております。しかしながら、今回の東日本大震災のようにこれまでの想定を上回る津波が発生した場合でも、まずは安全な場所に避難して生命を守ることを第一と考えまして、本市としましては、国や県が出す津波の想定規模の見直し結果が出るまで、とりあえず、海拔10メートルを基準にして、市の指定避難所・避難場所の見直しを行っているところでございます。

また、これと併せて沿岸部の各地区におきましては、10メートルの場所が遠いところは、5メートル以上で緊急に避難できる高台の場所を、地区の津波緊急避難場所として設定していただくようお願いしているところであります。今後、各地区で設定していただいた場所の現地調査も行っていく予定にしております。

現在、県において補正予算の中で補助制度も検討されておりますが、今後、そうした補助事業についても積極的に活用しながら、まずはできることから早急に津波対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、陸前高田市への緊急支援についてでございます。

震災で壊滅的な被害を受けた岩手県陸前高田市へ本市からの支援物資を運ぶとともに現地でボランティア活動を行う「豊後高田市災害緊急支援隊」を送りました。

ご案内のとおり、本市と陸前高田市とは日本で四つある同じ「高田」を冠した市の一つであり、また、奇しくも昨年5月に行われたチャレンジデーの対戦相手でもあり、さらには、ライオンズクラブでは姉妹クラブとしてこれまでもお互いに交流を重ねるなど、本市と縁のある市でございます。

今回の震災により、市庁舎をはじめ、市の大半が津波の被害を受け、多くの犠牲者も出るなどまさに

壊滅的な被害に見舞われた陸前高田市を支援するため、現地の対策本部が希望している支援物資について、広く市民の皆様方に提供を呼びかけましたところ、わずか1週間程度の大変短い期間にも関わらず、衣料品や食料品など10トントラックと4トントラックが一杯になるほどの支援物資が寄せられました。

この支援物資を一日でも早く陸前高田市に届けるため、市内企業や商工会議所及び市が官民共同で20人からなる緊急支援隊を結成し、これらの支援物資とともに市民の皆様方から寄せられました義援金の内、1,000万円をあわせて陸前高田市にお届けいたしました。さらに、現地では避難所等への生活物資の搬送などのボランティア活動も行っていました。

また、その他として、被災自治体への職員の人的支援といたしまして、5月28日から6月25日にわたり、大分県と共同で宮城県名取市へ2名の職員派遣を行いました。現地では、避難所での管理支援業務や仮設住宅に係る事務などに従事するなど、被災地の復興支援を行っているところであります。

次に、義援金の状況についてでございます。

本市では、今回の大震災により被害に遭われました方々の復興を支援するため、震災直後の3月14日から義援金の受け付けを開始いたしました。

これまでに市が窓口として取り扱いを行った義援金の総額は、5月末現在で4,171万2,825円となっており、大変多くの義援金が寄せられました。

本市のような人口の小さな市でこれほどの多くの義援金が寄せられましたことは、議員各位はもとより、特に、各企業や各種団体・グループ、各小中学校の関係の皆さん、市の職員、さらには、自治委員会連合会でも全自治会で義援金に取り組んでいただいたなど、多くの皆様方が積極的に義援金にご協力いただいた結果だと思っております。加えて、大口の義援金も多く寄せられたところでございます。

お預かりいたしましたこれらの義援金につきましては、先程お話ししました陸前高田市への災害緊急支援の際にあわせて寄贈しましたほか、今回の震災で被災された地域に広く役立てていただくために、大分県共同募金会や日本赤十字社などを通じてお送りしたところでございます。

改めまして市民の皆様方の温かいご支援・ご協力に対しまして深く感謝申し上げます。

次に、大震災に伴う市内企業への影響についてで

ございます。

東日本大震災により、東北地方にある様々な分野の部品工場が被災したため、全国の製造業のラインに大きな影響を与えました。特に、自動車関連におきましては、部品供給がストップしたことにより、自動車関連事業全体が生産停止になるなど、日本経済全体にも大きな影響を与えました。

本市におきましても、大分北部中核工業団地をはじめとして自動車関連工場がございますので、私も、各企業に直接訪問して状況をお伺いいたしました。その多くが震災直後から部品の発注停止や原材料の供給が困難となり、生産が大幅減になったとのことでした。

しかしながら、4月、5月はこうした状況でも、各企業では国の雇用調整助成金や有休制度を活用するなど大変努力をしていただき、何とか雇用を減らすことなく乗り切っていたとお聞きしまして、私も大変安堵いたしましたところでございます。そして、6月からは自動車生産も回復に向かい、産業全体としては将来的に西日本で生産をカバーするという点でもあり、トータルとしましては震災の影響は少ないのではないかと考えているところでございます。

次に、節電対策等についてでございます。

ご案内のように、東日本大震災に伴う福島第一原発の事故に端を発し、中部電力が行っていた九州電力管内への電力の融通支援が困難となり、加えて、原発の安全性に対する不信心の高まりから、玄海原発や川内原発の運転再開の見通しがたたないことから、九州電力管内においても電力不足が生じる恐れがあるということで大変心配をしておりました。

報道によりますと、幸いなことに九州電力管内では、火力発電所の稼働強化に伴う追加の発電燃料の内、一部が調達できたことから当面の節電要請が見送られました。しかし、今後とも、私たち国民の義務として節電に取り組んでいかなければならないと思っております。

本市といたしましては、平成18年度から取り組んでおります「エコオフィス」の取り組みについて、本年度はその推進強化の観点から、クールビズの前倒し実施、各庁舎及び学校における緑のカーテン設置の取り組み、各執務室等の照明の見直しを行うとともに、6月1日からは市役所各庁舎、学校、公民館などの公共施設において、特に、昼休み時間での照明やパソコンを原則「全面オフ」にする「節電タイム」の実施を行い、執務室等の消灯・減灯、事務

6月21日

用端末の節電設定の徹底を図っているところであり
ます。また、その他としましては、効率的な事務処理
による時間外勤務の縮減や今後、冷房を使用する
際の設定温度28度の徹底など、市職員、教職員あ
るいは児童・生徒など総力を挙げてできる限りの節
電に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えてお
ります。

また、市民の皆様には、節電と節約を各家庭で手
軽に楽しみながら始められる「エンジョイ・エコク
ラブ事業」を推進していますので、積極的にエコ運
動と節電に取り組んでいただきますようお願いいた
します。

次に、4月29日の昭和の日には豊後高田市を祝
う記念日として、今年も議員各位をはじめ各種団体
や自治委員の皆様方のご臨席を賜り、自治功労及び
各分野における功労といたしまして13名2団体の
功労者表彰を行いました。

また、平成13年9月にスタートしました豊後高
田「昭和の町」が、おかげさまで誕生10周年を迎
えましたことから、リニューアルオープンしたばかり
の中央公園で、豊後高田「昭和の町」誕生祭を開
催し、市内外より多くの親子連れなどの皆様にお越
しいいただき、大盛況でございました。

この日を含む今年のゴールデンウィーク中は、東
日本大震災に伴う自粛ムードの影響が大変心配され
ましたが、市全体の観光客数は昨年比を2パーセン
ト上回り、特に、昭和の町では13パーセントも上
回るという好結果を出すことができました。これは、
連休中に各種イベントや観光振興のためにご努力い
ただいた関係者の皆様方の賜であると、感謝申し上げ
る次第でございます。

さらに、昭和の町の誕生10周年に花を添えるう
れしい出来事としまして、豊後高田商工会議所が「平
成23年度まちづくり功労者」として、国土交通大
臣表彰を受賞いたしました。

民間の立場から、商業者や行政と一体となって長
年取り組んできた功績が高く評価されたということ
で、本市といたしましても大変うれしく思っており
ます。

商工会議所の皆様方のこれまでのご尽力に対し、
改めて敬意を表したいと思います。

次に、中心市街地活性化についてでございます。

桂橋と中央公園が完成し、3月31日に開通式と
開園式を行いました。

桂橋は昭和風のデザインがいいということで、内

外からも評判がよく、大変うれしく思っており、ま
た、中央公園では、連日、子どもたちの歓声が聞こ
え、町に元気が出たような気がいたしております。

次に、玉津プラチナ通りの活性化についてござ
います。

高齢者の皆さんにやさしく、楽しいまちづくりに
取り組んでいる玉津プラチナ通りに、新たに「福祉
事務所プラチナ支所」を開設いたしました。

このプラチナ支所では、現在、高齢者のよろず相
談や福祉関係の申請受付をはじめ、曜日ごとに専門
スタッフによる「福祉」「健康」「消費生活」等の各
種相談を受け付けております。また、社会福祉協議
会の高田事務所の窓口も併設し、福祉業務の一体的
なサービスが提供できるようになっており、高齢者
の皆様方の安心・安全な暮らしをサポートしてまい
りますので、ぜひお気軽にご利用いただきたいと思います。

次に、すでにマスコミ等で報道されておりますが、
社会福祉協議会において公金等の不正使用という不
祥事が発覚いたしまして、市民の皆様方には大変ご
心配をおかけいたしました。

社協の会長としてこの場をお借りしてお詫び申し
上げます。

事件を起こしました社協の職員につきましては、
「公金」という認識が甘く、返せばいいという感覚
で公金を使ったようであります。

市といたしましては社協に運営補助を行っており
ますことから、今後、社協に対しましてよく指導を
していかなければならないと考えております。

それでは、本定例会に提案いたしました議案につ
きまして、その大要をご説明申し上げます。

初めに、予算関係の議案についてでございます。

第35号議案の平成23年度豊後高田市一般会計
補正予算（第2号）につきましては、2,651万
9,000円の増額補正で、補正後の予算総額は1
44億688万4,000円となります。その財源
につきましては、県支出金、繰越金で措置しており
ます。

補正予算の内容につきましては、まず総務費では、
定住促進を図るため、既存の賃貸集合住宅の空室改
修に係る経費の一部を補助する「定住促進住宅整備
事業費」を計上しております。

民生費では、様々な原因から養育支援が必要な家
庭に対して、子育て経験者や有資格者等が訪問し、
指導・助言や支援を行う「訪問型家庭育児支援モデ

ル事業費」を計上しております。

また、当初予算に計上しておりました「昭和の町で子育てひろば事業」が、今回「新しい公共支援事業」に採択されたことを受け、それに伴う財源更正を行っております。

衛生費では、地域における健康づくりを推進するため、健康運動実践指導者等の専門的知識を持つ方を、健康推進指導員として配置する「地域まるごと健康づくり推進事業費」を計上しております。

商工費では、昭和の生活をより感じてもらうため、昭和の夢町三丁目館に専属の案内人を配置する「観光拠点施設魅力アップ案内人事業費」を計上しております。

土木費では、65歳以上の高齢者がいる世帯が行う簡易耐震改修やバリアフリー改修、または、18歳未満の子どもがいる世帯が行う子ども部屋の増築等に係る経費の一部を補助する「安心住まい改修支援事業費」を計上しております。

教育費では、児童生徒を対象にしたケーブルテレビによる学習番組の作成と講師育成を行う「ケーブルテレビを活用した教育のまちづくり推進事業費」を計上しております。

次に、予算以外の議案及び報告についてでございます。

第36号議案の字の区域の変更につきましては、豊後高田市土地開発公社が所有する分譲予定地の合筆を行いたいので議決を求めるとでございます。

第37号議案の豊後高田市火葬場条例の廃止につきましては、豊後高田市火葬場の新設に伴い、既存の火葬場の用途廃止を行いたいので条例を廃止するものでございます。

第38号議案の豊後高田市火葬場条例の制定につきましては、豊後高田市火葬場の新設に伴い、必要な事項を定めるものでございます。

第39号議案の豊後高田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

第40号議案の豊後高田市環境美化に関する条例の全部改正につきましては、市、市民及び事業者による三者協働を確立し、ごみゼロのまちづくりを積極的に推進するため、市民にも分かりやすい「ごみゼロぶんどかた条例」として見直しを行うものでございます。

第1号報告から第5号報告についてでございますが、早急に所要の規定の整備を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。

第1号報告の平成23年度豊後高田市一般会計補正予算（第1号）につきましては、435万円の増額補正で、補正後の予算総額は143億8,036万5,000円となります。

補正予算の内容につきましては、本年4月から5月にかけての記録的な少雨により、農業用水を確保する必要が生じたため、その経費の一部を補助する「渇水緊急対策事業費」を計上しており、平成23年5月16日付けで専決処分したものでございます。

第2号報告の豊後高田市国民健康保険条例の一部改正につきましては、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、少子化対策の暫定措置として平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間実施していた出産育児一時金の4万円の増額を、平成23年4月1日以降も継続することについて、平成23年3月31日付けで専決処分したものでございます。

第3号報告の豊後高田市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を平成23年度から引き上げることについて、平成23年3月31日付けで専決処分したものでございます。

第4号報告の豊後高田市税特別措置条例の一部改正につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除の適用期間の延長を行うことについて、平成23年3月31日付けで専決処分したものでございます。

第5号報告の豊後高田市税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、東日本大震災の被災者の負担軽減を図るため、震災による住宅、家財等に係る損失の雑損控除に関する特例及び震災により被害を受けた住宅借入金等特別税額控除の適用住宅に係る税額控除に関する特例の適用について、平成23年6月1日付けで専決処分したものでございます。

報第3号の平成22年度豊後高田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、事業繰越

について報告するものでございます。

報第4号から報第7号までにつきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、豊後高田市土地開発公社、株式会社スパランド真玉、社団法人豊後高田市農業公社及び豊後高田市観光まちづくり株式会社について、経営状況を説明する書類を提出するものでございます。

報第8号の損害賠償の額の決定及び示談につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上で本定例会に提案いたしました議案についての説明を終わります。何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和人君） 次に、これより第35号議案から第40号議案まで及び第1号報告から第5号報告まで、並びに報第3号から報第8号までの質疑に入ります。

初めに、議員各位にお知らせをします。

質疑及び質問に関連して、5番山田秀夫君及び20番大石忠昭君から資料要求があり、市長に提出依頼をしたところ、お手元にお配りのとおり提出がありましたので、ご了承願います。

次に、この際、議事整理のため申し上げます。

各議員の発言は、申し合わせの発言時間内においてお願いいたします。

また、質疑は、通告に基づき行ってください。

なお、執行部は質疑通告にない事項及び聞き取り時になかった事項について質疑があった場合は、議長にお知らせください。

議案質疑通告表の順序により、発言を許します。

15番川原直記君。

○15番（川原直記君） おはようございます。15番の新友会、川原直記でございます。

今回35号議案について質疑と関連一般質問いたしたいと思っております。

いま、市長のほうからも説明がありましたが、4款1項2目「地域まるごと健康づくり推進事業」の内容についてお伺いしたいと思っております。

この制度は、緊急雇用対策で、多分、ハローワークを通じての雇用になるかと思っておりますが、こうした健康推進員という制度があって、そういう人が目星があるかどうかをお伺いしたいと思っておりますし、また、関連一般質問として、たまたま昨年、真玉、いまキラリいろ幼稚園というんですかね。そ

こで、年少のときから幼稚園の補助員として加勢していただいている方をたまたまお見かけしまして、事情を聞いたら、そういった運動に関してのこともやっているということで、この話を聞いたときに、そういうふうに思いまして、その後、幼稚園等に聞きましたら、その方は、別な小学校で現在、補助員として活躍していただいとるそうでございますので、そういったことも含めまして、今後、そういった推進指導員等がおるんなら、そういった制度があって資格があるのかどうかもお聞きしたいと思っております。

1回目の質問を終わります。

○議長（村上和人君） 子育て・健康推進課長甲斐智光君。

○子育て・健康推進課長（甲斐智光君） 川原議員の質疑でございます4款1項2目「地域まるごと健康づくり推進事業」の内容についてお答えします。

まず、この事業につきましては、国の緊急雇用創出事業を活用し、来年6月末までの1年間で実施する予定でお願いしているものでございます。

現在、本市では、市民の皆様に健康に関心を持っていただき、地域ぐるみで健康づくりに取り組んでいただくため、平成21年度から健康推進員さんを設置しております。この健康推進員さんは、各自治会からご推薦をいただいた方を委嘱させていただいており、その業務といたしましては、地域における健康づくりのためにラジオ体操やウォーキング、健康教室、健康相談など、各地域の実情に応じた活動を取り入れていただきながら、健康づくりへの関心を高めるリーダー的役割をお願いしているものでございます。

しかしながら、特に、ストレッチや筋力トレーニング、健康体操やウォーキングの方法など、実践的な運動の指導者につきましては、ほとんどの方が経験されたことがなく、地域で自主的な活動にちゅうちょされるケースが大部分であろうかと思っております。

したがって、緊急雇用創出事業を活用し、運動プログラムを提案指導する健康運動指導士、または、健康運動実践指導者など、専門的知識を持った経験者をインストラクターとして市に配置し、健康推進員さんを始め、地域の指導者の活動を全面的に支援していきたいと考えております。

また、自治会、老人クラブ、ご近所同士など、概ね10人以上のグループで一定期間継続的に行う健

康づくり教室を企画しており、インストラクターを派遣するとともに、だれもが気軽に取り組める教室となるよう内容を検討してまいりたいと思っております。

なお、インストラクターの公募につきましては、国が定める事業実施要領に基づき、早い時期に募集したいと思っております。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 教育庁学校教育課長瀬口卓士君。

教育庁学校教育課長（瀬口卓士君） 議員ご質問の幼児期の体力づくりについてお答えいたします。

市内の幼稚園では、体全体を使って遊ぶ体験活動を通して、集団遊びや体育の時間等の活動を充実させ、健やかな体の育成を目指しております。その取り組みの重点施策といたしまして、本年度から国の緊急雇用創出事業を活用したスポーツ活動促進事業、総合型地域スポーツクラブ、TMKチャレンジクラブに委託し、スポーツを始めるきっかけとなる幼児や小学校低学年の体育授業等にスポーツ指導員を派遣し、体力の向上に努めているところでございます。スポーツ指導員の資格については、必要はございません。

現在、夢いろ幼稚園とキラリいろ幼稚園の二つの幼稚園、4校の小学校へ2名のスポーツ指導員を週1回程度派遣しております。子どもたちは、用意した運動プログラムに沿って、明るく、元気に活動に参加し、自分から進んで体を動かしたり、練習に励んだりする様子が見られるようになっております。

今後も引き続きスポーツの楽しさや体を動かすことの楽しさを実感できるよう体力づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 15番川原直記君。

○15番（川原直記君） ただ今、答弁いただきまして、大方の内容わかりました。ただ、答弁要りませんが、いま言う健康づくり、大変重要なことだと思っております。私もたまたま地域の健康診断に行ったときにパンフレットをもらいまして、結構、国民健康保険を使ってる方が金額にして平均何か36万とかいうことで、結構多いんだなということを感じておりました。大いに健康に関しては、推進していただきたいと思っておりますし、ただ今、教育委員会のほうからの報告もありましたが、幼児期からの体力づくりということも大変重要だと思っております。

す。たまたまその初めに言った方が、市内の学校で指導していただいとるそうでございます。高学年ができないことも低学年ができるような指導を行っていただいとるそうでございますので、ぜひともそういう方を気配り、目配りして、ぜひ市に残っていただけるような対策を今後とも打っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で質疑を終わります。

○議長（村上和人君） 議案質疑を続けます。

2番近藤紀男君。

○2番（近藤紀男君） 議席番号2番の近藤紀男でございます。通告に基づき議案質疑を行います。

第40号議案、豊後高田市環境美化に関する条例の全部改正についてであります。

近年県下の各自治体におきましても、ごみのぼい捨て等の条例制定が進められてきておりますが、本市におきましては、平成18年の3月、34条からなる環境美化に関する条例が制定されてすでに5年が経過しております。今回の条例改正にあたっては、これまでの環境美化条例施行後の検証をしっかりと行い、今後、何をどうしていくのかが問われているものと思っております。

実は、私もこれまでごみのぼい捨てや犬のふん害などについて市民の皆さんから何とか改善できないものなのかという要望を受けてきましただけに、今回の条例改正を大変意義深く思っているところでございます。

「ごみゼロぶんどかだ条例」として見直されますこの条例の改正内容を見てもみますと、大幅に簡略化され、本当に市民にわかりやすくなっていると思えます。

また、新たに重点区域の設定やその区域での路上喫煙の規制、ごみゼロGメンの配置、さらには、違反者に対する罰則、過料も強化をされております。2,000円から5万円と大幅に引き上げられておりますし、快適で清潔なまちづくりに向けての強い思いが伺えると思っております。

そこで、次の5点について説明を求めるものであります。

1点目としまして、今回の条例全部改正の理由、またあわせて罰則強化の理由についても説明を求めます。

2点目としまして、ぼい捨て防止等に関し、重点的に推進を図ると認められる区域をごみゼロ推進重

6月21日

点区域として指定することができるかとされております。重点区域内、重点区域外の位置づけはどのようにして決めていくのでしょうか。

3点目として、この重点区域にごみゼロGメンを置くことができるかとされておりますが、このごみゼロGメンはどのようにして決めていくのか。その選任基準と具体的などんな活動をしていくのかについて説明を求めたいと思います。

4点目としまして、犬のふん害に対するこれまでの取り組みと今後の対策についてであります。冒頭申し上げてまいりましたが、犬のふん害につきましても、市民の皆さんからこれまで改善の要望をいただいております。飼い犬のふんをそのままにしておきますと、申すまでもございませぬが、不衛生な上に、他人に迷惑をかけたり、大変、不快な思いをさせたりします。

例えば、一例を申し上げますと、御玉橋下の河川プールまでの河川敷であります。犬のふんの放置が至るところで見受けられるし、放し飼いで散歩をしている姿も見かけます。河川プールの入り口には、教育委員会により「プールやふれあいセンター内の犬の散歩はかたくお断りをします」という看板が設置をしておりますが、ここでもふんの放置が散見され、余り守られていないように思っております。

また、大幅な改修工事が行われまして、本年3月末に開園されました中央公園であります。ペットを連れての入園、散歩はできませんと侵入口の2箇所二つの看板表示がありますが、時折ペットを連れて散歩している姿を見かけますし、きれいに整備された新しい芝生の上にふんの放置が見受けられまして、今後は芝生でのふん害を私も大変気がかりに実は思っているところでございます。

開園以降、子どもたちには大変喜ばれて、小学校等々の児童さんが遠足に来ている姿も見かけます。とある校長先生にお聞きしましたところ、児童生徒を連れて行く遠足の前に、職員でまずふんの後始末をしてから子どもたちを連れて行くというようなお話も聞いております。犬のふん害に対する今後の、これまでの取り組み、今後の対策については、どのようなお考えか、説明をいただきたいと思っております。

最後に、これ一番大事なことだろうと思っておりますが、市民の皆さんへの周知啓発についてであります。

今月の市報にも掲載されておりましたが、6月から9月にかけて行われますごみゼロスタンプラリー、クリーン大作戦等々、これまでもさまざまな取り組み

みを通して市民への周知や啓発を図り、ごみや空き缶等のぼい捨ては幾分少なくなったように思いますが、しかしながらただ今申し上げましたように、公共施設の一部やその他の場所によっては、まだまだの感がいたしております。

こうした条例は、過料の徴収が目的ではもちろんありませんし、条例はなければならぬにこしたことはないと思いますが、守らない人がいるから条例化をして施行する必要があるわけでありまして。したがって、いかにマナーやモラル、意識の向上を図っていくのか。その啓発に向けてどんな取り組みをしていくのかであると思っております。

これまでも県の条例や本市環境美化条例に基づき取り組みをしてきたものと思っておりますが、例えば、看板等であります。聞き取り時でも申し上げてまいりましたが、他市に見られるようなごみ、空き缶等のぼい捨てや犬のふんの放置、条例違反には数万円の過料を科すなど、アピール度のある看板を余り見かけませんが、マナーやモラル、啓発について、どのような対策をお考えなのか、この5点について説明をお願いしたいと思います。

以上で1回目を終わります。

○議長（村上和人君） 環境課長都甲賢治君。

○環境課長（都甲賢治君） それでは、第40号議案、豊後高田市環境美化に関する条例についてのご質疑にお答えします。

まず、条例の全部改正と罰則強化の理由についてお答えいたします。

平成18年に制定された豊後高田市環境美化に関する条例では、環境美化の意識啓発をもって、美しく清潔なまちづくりを目指すことを目的として、ごみゼロ豊後高田推進大会の開催や市内各所で市民一斉清掃を行うごみゼロスタンプラリーの取り組みのほか、自治会、その他各種団体が自主的に取り組むごみゼロ活動への支援を通じて、ぼい捨て防止等について積極的な普及啓発に努めてきたところであります。

しかしながら、あくまでも市民のモラル、マナー向上を目指す普及啓発を中心とした取り組みであったことや、罰則につきましても抑止力としての効果が希薄であったことから、残念ながら、ぼい捨てやペットによるふん害の撲滅までには至っていない状況であります。

このようなことから、今回の「ごみゼロぶんごたかだ条例」では、行政、市民、事業者の責務をより

踏み込んだ形で明らかにするとともに、対象を重点化して、規制強化を図り、ぼい捨てやペットのふん放置、自動販売機への回収容器設置などを主な規制内容としております。

市民の皆様には、まず、自分が出したごみは必ず持ち帰るようにすること。見つけたごみは拾って、ごみ箱に捨てるように努めること。さらに、ぼい捨て行為を見たときは、お互いに声をかけ合い、注意を促すように努めることをお願いします。

また、事業者の方には、地域へのクリーンアップ活動の充実や意識啓発に努めること。ぼい捨て原因となるものを取り扱っている場合にあっては、回収容器の設置と、その適正な管理に努めることなど、これまでよりも一歩踏み込んだ内容となっております。

なお、違反者に対する対応につきましては、ごみゼロ推進重点区域として指定された区域では過料、それ以外の区域では氏名などの公表を行うものとしております。

これは、啓発看板の設置や広報活動などによる違反行為に対する注意喚起やモラル、マナーアップに向けた啓発を行う中で、再三繰り返される違反行為に対しては、毅然とした態度で臨み、環境美化に対する意識改革を図るため罰則強化を行うものであります。

さらに、喫煙者に対するマナーアップ強化の観点から、重点区域では喫煙所以外での喫煙制限を行っていくものとしており、ごみゼロのまちづくりに向けて、市民の皆さんによりわかりやすい条例として見直すものであります。

次に、ごみゼロ推進重点区域の位置づけについてお答えします。

いわゆる重点区域の指定につきましては、ぼい捨て防止などに関し、重点的に推進を図る必要があるような屋外の公共の場所を対象として考えています。いわば規制をピンポイント化することを目的としております。

なお、その指定に際しましては、市街地の道路沿線などぼい捨て常習区域や周辺部の不法投棄常習地域のほか、観光地など特に環境美化を図る必要がある箇所などを考えているところであります。今後は自治会やその他関係機関などと協議を進めながら実施する予定であります。

次に、ごみゼロGメンの選任と活動内容についてですが、ごみゼロGメンは、ぼい捨て防止に関する

指導、啓発、パトロールなどをお願いしたいと考えています。重点区域に指定された最寄りの自治会などをお願いして、自主的に選出させていただいたボランティアで組織することとしております。

市といたしましては、すでにごみ集積場におけるごみの分別に関する指導などに携わる廃棄物減量化等推進委員の方々が各自治会にいらっしゃいますので、ご協力をお願いしていきたいと考えております。

具体的な活動といたしましては、重点区域内における指導、パトロールのほか、地域の学校と協議をして、子どもたちが描いたポスターを利用した不法投棄防止の啓発看板の設置などを行うものとしております。

今後とも地域と一体となって、県などの事業も活用いたしまして、パトロールに必要な装備品の整備や軍手、ごみ袋などの用具を支援していきながら、ごみゼロ活動を推進していきたいと考えております。

次に、犬のふん害に対するこれまでの取り組みと今後の対策についてお答えします。

議員、ご指摘のとおり、市街地や郊外を問わず、犬の散歩コースとなっている道路、公園では、犬のふんが回収されずに放置されたままの状態となっているケースや、リードもつけずに放し飼いにして、ほかの歩行者に迷惑をかけるケースなど、飼い主のマナー低下を目にすることがあります。

そもそも飼い主には、国の家庭動物等の飼養及び保管に関する基準に従い、ペットのふんなどを適切に処理して、生活環境の保全に努めなければならないこととなっております。

市といたしましても、飼い主のマナーアップを図るため、市報、ケーブルテレビなどによる啓発のほか、常習箇所の重点地域の指定を含め、市職員などによる定期的な指導、パトロール強化の取り組みにより、ペットのふん害の防止に努めていきます。

最後に、市民に対する条例の周知、啓発についてお答えします。

条例の周知、啓発につきましては、市報への掲載を始め、3ヶ月間の周知期間を活用し、ケーブルテレビやホームページ、ごみゼロスタンプラリーなどの啓発イベントにおける周知や、議員ご提案の市民の皆さんによりわかりやすい啓発用看板、のぼりの作成、設置のほか、直接事業者その他関係機関に働きかけを行うなど、あらゆる手段を通じて市民、事業者へ浸透を図っていきたいと考えております。ご理解、ご協力のほどをお願いいたします。

○議長（村上和人君） 2番近藤紀男君。

○2番（近藤紀男君） ただ今大変丁寧にご説明をいただきましたように、まずは、本条例に基づく指導や看板、広報誌、ケーブルテレビ等々で意識の高揚を図ることや、自治会や事業主、地域住民との連携を強め、マナーの向上を図っていただきたいと思ひます。

また、ごみゼロGメンの配置につきましても、ぼい捨て等のかんりの抑止力になるのではないかと思ひますし、これにつきましてもパトロールによる指導、監視活動を行っていただき、まずは、ぼい捨て等をしにくい環境をつくっていくことも大切であるというふうに思っております。

犬のふん害対策につきましても、しっかり指導をしていただくことはもちろんではありますが、今後の推移を見ながら、どうしても改善されない地域や箇所等があれば、他の自治体で一定の効果を上げておりますイエローカードの導入、これはもうご承知かと思ひますが、ふんに対する警告文を希望する当該自治会に配付するものであります。今後の検討課題としてとらえていただければと思っております。

最後に、再質疑と申しますか、確認事項として1点だけお尋ねをしたいと思ひます。

これまでの環境美化条例では、最も過料を重くしております自動車やバイク等の放置や落書き禁止条項がありましたけれども、今回の条例改正では、こうした条項がうたわれておりません。恐らく県の条例に基づいて対応するものと思ひますが、今回、この条例の改正で、この部分が割愛された理由と、今後こうした部分では、どういった対応、措置をとっていかれるのか、この点だけお尋ねしたいと思ひます。終わります。

○議長（村上和人君） 環境課長都甲賢治君。

○環境課長（都甲賢治君） 近藤議員の再質疑にお答えします。

まず、改正後の放置自動車の取り扱いについてお答えします。放置自動車につきましても、環境美化条例の制定後、数件発生しております。発生後につきましても、陸運支局や警察その他の県行政機関への通報、照会、調査といったさまざまな手続きを要し、いわゆる自動車リサイクル法の施行や産業廃棄物処理に対処するための権限などもあり、独自の条例において市の権限に基づいて規制をかけていくことに限界が生じてまいりました。

このようなことから、新条例第18条に定めてあ

りますように、県の美しく快適な大分県条例を積極的に適用することにより、県、市との権限分担を明らかにし、よりスムーズな事務処理ができるよう規制対象から除外したものであります。

なお、公共物への落書きについては、あくまでもモラル、マナー向上の観点から、これまで条例に定めてありましたが、規定の実効性やそもそもその行為自体が刑法犯罪に該当するということもあり、改正後の条例では適用除外したものであります。

いずれにいたしましても、本条例、県条例を積極的に適用しながら、関係機関とともに緊密な連携をとりながら、必要な情報共有にも努めさせていただきますので、ご理解のほどをお願いいたします。

○2番（近藤紀男君） 終わります。

○議長（村上和人君） 議案質疑を続けます。

20番大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭でございます。議案質疑並びに関連一般質問を行います。最初に議長に要請したいと思ひます。今度、4月の異動で新しい課長が随分増えておりますし、若い将来性のある課長も前に座っておりますが、なかなか私も顔と名前が合わない状況がありますので、明日一般質問の始まる前に自己紹介をしてもらったらと思ひますけど、取り計らいをお願いします。

（「だれがだれかわからんで」と呼ぶ者あり）

それでは、質疑を始めます。

最初が35号議案の補正予算について、二つの事業のみ質問をいたしますが、一つは、定住促進住宅整備事業についてであります。今回、全額市の一般財源で1,000万の補助を出そうという事業を提案しておりますが、その事業に該当する対象、いわゆる空き家戸数というのをどれだけ把握をされておられるのか。今回、その内1,000万というのがどれぐらいの規模の事業をやり、どういう事業効果をねらっているのか説明をしてもらいたいと思ひます。

次が、安心住まい改修支援事業についてであります。

これは、今年度県が創設した新しい事業でありまして、65歳以上の高齢者が住んでいる世帯が簡易耐震化工事、改修工事をやる。また、バリアフリーの工事をやる。それから、18歳未満の子どもがいる世帯が、子ども部屋などの改修工事をやった場合に、市町村がやった場合に、その市町村が補助を出した額の一定額を県が補助しようという事業で、県は当初予算で1億円の予算を組みました。高田の場

合、今回、実施しようということで390万の予算を提案しておりますけれども、質問したいのは、この三つの事業に該当されるような世帯というのは、おおよそどれぐらい豊後高田市内にあるというように把握されているのか。これは、所得制限がないようでありますのでね。

それから、二つ目は、この390万だけでなく、希望者が多い場合は、引き続き来年度からもこの事業の継続をすべきだと思うんですけれども、そういう考えがあるのかどうか。

三つ目は、これはあくまでも市の事業で、市が補助金を出した場合に、その一定額を県が補助するようになってる。県の実情を見ても、それは、市はいくらでも出してよいよとなっておりますね。高田の場合は、この耐震化工事については、5割出すというのか、あとの工事については3割出すというのか、5割出すというのか、その辺、要綱ではどういう要綱を考えているのか、市民の前に説明をしてもらいたいと思います。

次が、37号議案、旧火葬場の廃止条例ですが、新しい火葬場ができれば、当然、古い三つの火葬場は、これは廃止をする。条例で議決が求められますけれども、火葬場を市民の願いに応じて、一日も早く稼働できるように努力をしていただきたいということで、何度も議会で要望、議論をしまいいりまして、担当課のほうでもそういう努力をする、市長もそういう方向で努力しようというように答弁してきたんですけれども、いよいよ今回、廃止条例を出すということは、ほぼもう新しい火葬場が予定以上に工事が進んでおって稼働できるということになったと思うんですけれども、いつごろ新しい火葬場が稼働するということを想定して、今回の廃止条例は出されているのか、説明してもらいたいと思います。

それから、これに関連する一般質問として、市内3箇所の旧、現在あります火葬場の跡地利用について、これまでも何人かの議員から意見が出され、議論をされたことがありますけれども、今の時点で、その現在ある火葬場の跡地については、何らかのこの有効活用について検討がされてるのか。されておれば、市民の前に明らかにしてもらいたいと思います。

次が、38号議案で、新しい火葬場の稼働に伴う条例制定なんですけれども、この中で、やっぱり市民にとっての一番関心事は、使用料金の問題だと思うんです。これも以前の議会で、もう長年豊後高田

の場合は、もう日本でも例のないような老朽化した火葬場で市民に多大な迷惑をかけてきたと。だから、新しい火葬場がやっとできたんだから、それと違って、だから、何倍も上げるようなことじゃなくて、低料金で押さえるべきだというように私は意見を述べてきました。しかし、皆さんにお配りされている議案書を見ますと、12歳以上については、1体当たりが1万2,000円、それ未満については8,000円という料金でありまして、これはいずれも現行の料金に比べて使用料が4倍ですね。一挙に4倍高い料金の設定になるわけでありまして。

資料を求めました。私も全部調べてみましたけれども、私は5番目に高田が高いと書いたのは、臼杵と津久見が広域圏でやっておるので、一つに数えたものですから5番目と答えまして、臼杵、津久見と数えれば1万5,500円、1万5,000円とありますので、高田以外で高いのが5箇所ありますから6番目ということになるわけなんですけれども、安い大分や別府や杵築や湯布院などに比べましても、一挙にそこよりは2.4倍高い料金なんですよね。これでは、市民がなかなか同意できないんじゃないかと思うので、見直しをしてもらいたいと思うんですけれども、市長の考え方をお尋ねします。

1万2,000円に設定した積算の根拠について、我々審議するんで、これが正当かどうかということ判断をしたいので、市民の前に明らかにしてもらいたいと思うんです。

それから、旧火葬場に比べて新しくなったので、どういうサービスができるんだろうかと。いやサービスがよくなるんだから、少しは上がってもという声もちょっと聞いたんですけれども、実際に、旧火葬場に比べて新しい火葬場では、利用者、市民に対して、どのような恩恵、サービスが受けられるというようになっているのか、説明してもらったらいきたいと思います。

もう一つは、使用者が職員に対するお酒だとか、あるいは包み物を持っていくというのがもう慣例になってきました。これはもう旧豊後高田の議会でも、何度も議論をしまして、もうそういうことを廃止するという事になったんですけども、張り紙をしたり、職員にも注意をしたりしたんですけども続いており、現在でも葬儀社のほうへは、必ずお酒を1本持って行ってこうなさいよというように喪主のほうにお話をしてることも直接私聞きました。

それで、今度新しくなりましたら、もう何とかそ

ういうお酒が慣例、あるいは包み物が慣例というような、これはもう廃止をして、職員はちゃんと職員としての正当な給料を払えるような、そういう状況をつくってもらいたいと思うんですけども、どうなのか、お尋ねをいたします。

次が、この条例の9条の中に減免規定がありまして、市長は特別の理由があると認めるときには、使用料を減額し、又は免除することができると思うんですけども、その減額や免除をするという対象というのは、これ市民の前に明らかにしてないと不公平ということになったら問題になりますので、それはもう附則なんかで明確にしているのか。市民の前に、いまこの場でこういう方々は軽減しますよ。あるいは免除しますよということを確認してもらいたいし、私もいろんな方のお世話をしておりますけれども、先日、生活保護を受けている私の同級生が亡くなったときに、何とか葬儀料を生活保護でやってもらえないかと頼んだんだけど、こういうことで生活保護ではやれないということになったんですよ。そのときは3,000円だったけれども、今度それが1万2,000円になると、せめてやっぱり生活保護本人で生活保護のその保護費の対象にならないということになると、やっぱりそういう方については免除をすべきだと思うんですけども、その辺も市長の見解を求めておきたいと思います。

次は、その12条の中で、今後の管理運営については、市の直営ではなくて、指定管理者でやらせるということになっていますが、その指定管理者の業務内容、もうちょっと条項を書いているんですけども、市民にわかるように、こういう内容を指定管理者に任せるんだと。その指定管理者というのは、どういう対象の方を今後契約していこうとしているのか、その指定方法などについても公平にやっていただきたいと思うので、市民の前に明らかにしてもらいたいと思います。

次は、第40号議案、いまも近藤議員から縷々説明があって、長い答弁があったんですけども、長い答弁の中になかった問題で私も質疑をしたいと思うんです。

それは、一つは第3条で清潔の保持が規定されています。問題は、市民の個人の土地に他の方からごみが捨てられた場合、そのごみの処理についてなんです。これ条例でいったらば、その所有者は、清潔を保持しなければならないとなると、これ文字どおり読んでみると、それを捨てられても、捨てられた

ほうが損で、その自分の責任で片づけると。事業者のところを持って行って、会社に捨てられても会社が片づけるというように条例は読めるようになってるんですけどね。

それでは大変なので、そういう場合は、やっぱり啓発啓蒙活動をやって、本当にそういう不当投棄をしないように全市民に努力を促さんといかんけれども、それでもあれだけパトロールをやってみても、看板立ててみても、あるいは防犯カメラつけてみても不法投棄が絶えないんですよ。そのときに、捨てられたら捨てられた人が損じゃと。全部自分で片づけると罰金5万円ということでは、ちょっと問題が大きいと思うので、そういう場合は、最低市のほうで何らかの方法で片づけるという方法を、個人の負担ではなくて、市の責任で片づけるという方法をとるべきではないかと思うんですけども、この3条の理解をどう理解すればよいのかね。

それから、4条の関係で、この条例の目的達成のためには、市がいろんな総合施策を進めるということですから、それも結構です。でも問題なのは、そのときに自主的な活動をやった場合には市が助成をするとなってるんですけども、その市が支援するとなってるんですけども、具体的な市民がどのような活動をやった場合に、市はどのような支援をするのか。これもぜひ市民の前に、例えば、こういうことをやってくれりゃ助かるんですよ。そうすると、市はこういうような支援をするんですよということを明らかにしてもらいたいと思うんです。

次が、第6条のところ、これは、そのぼい捨ての原因になるおそれのある販売業者が、例えば、自動販売機の、その横に回収器を置かなければならないとなってるんですけども、この分、私の調査ではまだ置かれてないところかなりありますね。それを今後は、そういうように設置業者にお願いする、要請する、この条例の内容で協力を求めていくのは、今後、どういう方法をとっていかれるつもりなのか、説明してもらいたいと思います。

次が、第3号報告についてであります。これは国民健康保険税条例を市長が専決で今年の3月31日にもう決めてしまったと、事後報告の内容なんですけれども、これは、市民にとって重大な中身があるんですよ。それは、国保税の最高限度額を4万円引き上げると。国保税というのは、医療費の分と後期高齢者の分と介護保険の分と三つあるんですけど

ども、医療費の分で1万円、後期高齢者医療の支援金で1万円、介護納付金で2万円、4万も上がるんですよ。高い方については、年額1世帯77万円の国保税を負担させることとなります。

こういう問題が条例を議会に提案して、議会で審議をして議決をせず、市長の権限だけで決めてしまって、あとは議員が事後承認してくれと、こういうやり方は正しくないと思うんですよ。議会というのは、議決権というのは最大の我々に与えられた権限であります。それを無視されたということになると、やっぱり議長も我々議員も余り議事をばかにするんじゃないよということにならないと、豊後高田市は変わらないと思うんですよ。

それで、私は、こういう問題までも議長にも何の相談せんまま、社会文教委員長にも何も相談せんまま、おれは市長なんだから何でもやるんだと。あとはおまへたちは、おれについてこいじゃ、それは余りひどすぎると思うんですよ。これ市長、どういふことで専決処分をしたのか、市民が納得できるように説明をしていただきたい。

それから、この専決処分によって、市民に与える影響ですね。どれだけの方が増税になり、増税総額はどのくらいになるというのか。

関連する一般質問で、これも毎回のよう議論しておりますが、本当に市民の中で、自分たちの生活実態に比べて国保税の負担が大きいんですね。所得に比べたら本当に大きい。だから何とか下げてくれというのが市民の声なんですよ、天の声なんですよ、これは。これに答える、例えば、大分県では、今度の議会に日田市が大幅引き下げをやってます。来年も引き下げるそうですがね。県内でもそういうところあるんですから、市長もありとあらゆる努力をして、勝手に引き上げを強行するんじゃないで、やっぱり引き下げこそ内部で相当議論をして、知恵出し合って、やっぱり市民のために、市民の負担を軽減しとくのが市長の役割じゃないんですか。市長、よそのほう向いちょかんで、よく聞きなさい、話を。

次は、報第4号、開発公社の問題なんですけれども、分譲団地など売却可能な土地がいまどれぐらいあって、これ売却すれば、どれぐらい開発公社にこの金が入るといふような報告を受けてるのかどうか、お尋ねいたします。

最後に、報第5号は、スパランド真玉の問題なんですけれども、年間今のところ1,300万円市が負担しておりますが、これだんだんだんだん上がっ

てきてるんですけども、確かにお客が減っておりますけれども、それなりに関係者が努力をされておるんですけども、今後、利用者が増えれば増えるだけ、この指定管理料というのは減額できて済むのではないかと思うんです。

それで、今後、いまでも努力されていますけれども、今後どういふように利用客、あるいは事業収入を上げるというようなことを報告受けてるのかどうか、市民の前に報告してください。

以上です。

○議長（村上和人君） 市参事兼企画政策課長宮崎敦夫君。

○市参事兼企画政策課長（宮崎敦夫君） 定住促進住宅整備事業についてお答えします。

本市は、少子高齢化により、人口の減少が続いておりますが、大分北部中核工業団地の企業進出に伴う就労場所の提供、教育の充実、総合的な子育て支援、情報通信環境の整備など、さまざまな取り組みによりまして、転出者の数は近年減少傾向にございます。

しかしながら、今後一人でも多くの人に豊後高田市に住んでいただくためには、住む場所の確保は最重要課題の一つと考えております。

今回提案いたしております定住促進住宅整備事業は、空き室が5室以上あり、改修効果が見込まれる公共的な団体等が有する優良賃貸集合住宅を対象といたしまして、間取りや住環境設備をグレードアップする改修工事費の2分の1を1室50万円を上限に補助するものでございます。今年度におきましては、20室分の予算規模といたしております。

また、議員ご質問の市内賃貸集合住宅の空き室でございますが、平成22年度に実施いたしました賃貸住宅実態調査では、民間集合住宅の内229室が空き室となっております。

事業効果につきましては、人口の増加はもとより、市の活性化や経済波及効果等を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 建設課長筒井正之君。

○建設課長（筒井正之君） それでは、まず安心住まい改修支援事業についてお答えいたします。

この事業は、本年度より大分県が実施することになりました新規事業であり、65歳以上の高齢者の暮らしの安全確保や子育て世代の住環境の向上を図るため、家の改修事業を行った対象者に対し補助金

6月21日

を交付するものであります。

内容といたしましては、高齢者安心住まい改修支援事業として、簡易耐震改修型とバリアフリー改修型、そして、子育て安心住まい改修支援事業の三つのメニューがあります。その補助金といたしまして、簡易耐震改修型において、寝室と居間を補修する場合は、工事費60万円に対し限度額30万円、寝室のみを工事をする場合は30万円に対し限度額15万円、バリアフリー改修型と子育て安心住まい改修支援事業は、工事費200万円に対して事業費30万円を県と市で負担する事業となっております。

また、県の対象経費に対する負担割合は、簡易耐震改修型は、県と市で25パーセントずつの負担であります。しかし、バリアフリー改修型と子育て安心住まい改修支援事業は、県が10パーセント、市が5パーセントを負担することとなっております、県と市の負担割合が異なっておりますので、市の負担割合を県と同じ10パーセントに合わせ予算計上させていただいておるものであります。したがって、この二つの事業につきましては、本市としての限度額が40万円となります。

続きまして、この事業の補助対象世帯の把握につきましては、簡易耐震改修型は、65歳の高齢者がいる世帯に加え、昭和56年5月31日以前に着工した木造戸建て住宅であるという要件があります。また、バリアフリー改修型と子育て安心住まい改修支援事業につきましては、世帯要件の中に前年の世帯全員の収入総額500万円未満というのがありますので、対象可能な世帯を把握するのは困難であります。

なお、この今回の予算につきましては、初年度ということもあり、申請予測件数11件を想定し、総額390万円の予算を提案させていただいております。

次に、来年度以降の事業の継続に関するご質問ですが、県の補助事業も来年も継続すると聞いておりますので、そうなれば、市としても実施してまいりたいというふう考えております。

次に、報第4号の土地開発公社所有の売却可能な分譲団地についてお答えいたします。

現在、土地開発公社が所有している分譲団地につきましては、おかげさまでほとんどが販売完了しており、売却可能な分譲団地は、臼野地区の三友分譲団地の中の1区画のみでございます。なお、その区画面積は451.58平米、販売価格は273万6、

800円でございます。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 環境課長都甲賢治君。

○環境課長（都甲賢治君） それでは、第37号議案の旧火葬場の廃止時期についてのご質問にお答えします。

豊後高田市火葬場条例を廃止する条例の附則に規定してありますとおり、新火葬場の供用開始にあわせて、第38号議案の豊後高田市火葬場条例を施行していきたいと考えております。現行の火葬場の用途廃止については、新火葬場の供用開始時になります。

ご質問にあります稼働時期の日程につきましては、これまでご答弁してきましたように、今年12月を火葬場の完成工期として進めているところであります。

次に、関連一般質問部分の旧火葬場の跡地の活用についてお答えします。

用途廃止したあとの火葬場の跡地の活用につきましては、平成22年第4回定例会において成重議員にご答弁しましたように、千部及び真玉火葬場については、老朽化が激しいので、できるだけ早い時期に解体工事を行っていきたく考えています。

その跡地の活用については、市民の皆様が利用しやすいスペースなども踏まえ、地域の皆様と協議しながら、有効な活用方法を考えてまいります。

また、香々地火葬場については、築20年と比較的新しいことから、維持管理面を考慮する中で、施設のあり方について検討を行っていくように考えています。

次に、第38号議案の火葬場の使用料についてお答えします。

ご案内のとおり、現在、本市の火葬場につきましては、旧市町ごとに設置した三つの火葬場で運営を行っています。古いもので建築から45年近い期間が経過しており、施設の老朽化や火葬炉の旧式化に起因し、市民の皆様のご利用にあたっては、大変ご不便をおかけしてきたところであります。

このような中、先程もご答弁しましたように、ようやく今年12月に新火葬場の完成を迎えることができるところであります。

今回、新設いたします火葬場でのサービス、特徴といたしましては、火葬炉にあわせて告别室と集骨室が一体となった部屋を3室配置し、これによりご遺族に対し告别、火葬、集骨までが身内だけでご利用できる完全なプライベート空間の専有が可能と

なっています。

さらに、火葬炉は最新式のコンピューターシステムで制御を行い、排ガスなどの周辺環境に影響を与えないように配慮するとともに、告別、火葬、集骨までの一連の火葬に要する時間についても約1時間30分で行うことができる場所です。

また、広い待合ロビーや和室と洋室をセットにしたくつろげる待合個室も完備しており、そこからは海などの自然豊かな景観が望めるようになっています。

また、何よりも火葬場に従事する者のご遺族に対する配慮が大切であると考えている場所です。火葬場に従事する者は、事前に研修などを行う中で、ご遺族が安らげるような接遇を行えるようにしていきたいと考えています。

ご質疑にあります火葬場の使用料につきましては、受益者負担の原則を基本として、施設整備に係る経費、維持管理費などにより算定すると、1件当たりの火葬には概算で約9万円の経費が必要となります。

しかしながら、施設整備に係る経費につきましては、市民の皆様にご利用の機会を提供するための費用であると考え、あわせてこれまで施設の老朽化などに伴い、ご利用にあたっては、大変ご不便をおかけしてきた経過も踏まえ、土地代や建物の減価償却費は使用料の算定には含めず、維持管理費のみで算定を行ってきた場所です。

この維持管理費だけで算定をしましても、1件当たりの火葬には、概算で約5万円の経費が必要となる場所です。

また、使用料の設定にあたっては、近隣市の使用料も参考にしながら、利用者の負担を軽減できるように火葬にかかる経費の一部を市が負担させていただくなど総合的に勘案し、市民の皆様にご利用にあたっては1万2,000円の使用料に設定させていただきたいと考えています。

また、年間の火葬件数については、約400件を想定している場所です。市民の皆様には、使用料の改定となりますが、新施設でのサービスの提供や今後とも安定した運営を維持していくために見直しを行うものでありますので、ご理解をお願いします。

あわせて利用者からの火葬に対する謝礼につきましては、新施設の運営にあたっては、そのようなことが行われないよう対処してまいります。現状につきましても再度職員への徹底を図っていきたく

考えています。

次に、使用料の減免や免除の対象者についてお答えします。

ご案内のとおり、火葬場条例第9条に規定していますように、特別の理由があると認めるときは、減額または免除することができるとしており、具体的には、新条例の施行規則で規定していきたいと考えている場所です。

その対象としては、現行の規則に規定している災害による支払いが困難と認められる場合に加え、低所得者への軽減措置としまして、他市の状況も参考にしながら、新たに生活保護者である場合なども加えた内容を予定している場所です。

次に、指定管理者の業務と指定方法についてお答えします。

まず、業務内容としましては、本条例の第13条に規定していますように、火葬業務全般、施設の管理運営などを指定管理者の業務に予定をしています。

その指定管理者の選定方法につきましては、豊後高田市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第3条の規定に基づき、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること、公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること、公の施設の管理を安定して行う人員、資産、その他の経営の規模及び能力を有しており、または確保できる見込みがあることなどを審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補とすることとしています。指定管理者の選定にあたっては、本条例で提案している豊後高田市火葬場条例の議決をいただきましたら、指定管理者の公募などを行い、本制度の導入に向けて早急に準備を行っていきたく考えております。

最後に、第40号議案、豊後高田市環境美化に関する条例についてのご質疑にお答えします。

まず、市民が所有する土地に他人からごみを捨てられた場合の対応についてですが、市民個人の土地にごみが捨てられた場合で、捨てた者が不明なときは、ばい捨てをされた方には大変申し訳ないとは思いますが、原則として土地所有者の責任において処理することとなっております。

ごみがごみを呼ぶということがございますので、ぜひとも市民の皆様には、ばい捨て行為をしないことはもちろんですが、管理している土地、建物、そして、周辺を清潔に保っていただくとともに、

6月21日

ばい捨てをさせない、されないよう監視もお願いしたいと思っております。

次に、ばい捨て防止のため、自主的な活動を行う皆さんに対する市の支援ですが、先程、近藤議員にご答弁申し上げましたように、ごみゼロGメンの活動支援のほか、県などの補助事業を有効に活用しながら、ばい捨て防止の取り組みやごみゼロ活動を推進していきたいと考えております。

最後に、いわゆる特定事業者への回収容器の備え付け、適正管理に関する当該事業者への周知方法についてお答えします。

市といたしましては、近藤議員にご答弁いたしましたように、市民、事業者を問わず、あらゆる手段を通じて条例の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和人君） 保険年金課長佐藤 清君。

○保険年金課長（佐藤 清君） 第3号報告についてお答えします。

今回の条例改正についての報告は、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第44号）が、平成23年3月30日に交付され、平成23年4月1日から施行することとされたことに伴い、賦課限度額の見直しを行うものでございます。

この改正内容につきましては、議員もご承知のとおり、中低所得者の国民健康保険税の負担の軽減を図るため、国において法整備を行ったことによるものです。

本来であれば、議会に提案し審議していただくところでございますが、施行時期が平成23年4月1日からであることから、本市におきましても専決処分による対応とさせていただきます。なお、県内では1市を除き専決処分に対応しているところでございます。

次に、専決処分に伴う対象者数、税込増額についてですが、医療分は132件、131万1,369円、後期高齢者支援分は115件、108万3,935円、介護納付金分は63件、115万5,669円です。合計で310件で355万973円を予定しております。

なお、今回の改正の対象となる高額所得世帯は、全体の3.3パーセントとなっておりますので、国の賦課限度額の見直しによる効果はさほど多くありません。

次に、関連一般質問の国保税についてお答えしま

す。

国保税につきましては、保険給付費、いわゆる医療費の2分の1を保険税として被保険者へ負担していただく仕組みとなっています。このことから、市では国保税を少しでも安くできるように、医療費の減額に取り組んでいるところでございます。

しかし、本市の医療費の状況は、被保険者数が年々減少しているにもかかわらず、平成21年度の医療費が1人当たり36万7,000円と県内で5番目に高くなっています。平成22年度の医療費に至っては、1人当たり39万5,000円と県内では3番目に高くなり、今後も増加することが予想されます。加えて、市内の被保険者は、高所得者が少なく、国保税の増収は見込めません。しかも、本市では高齢者の割合が非常に高く、医療費が年々増加傾向にある厳しい構造が続きます。また、医療費の抑制、適正対策として保険事業に取り組み、保険対策に努めているところでございます。

特定健診につきましては、従来から実施している巡回健診に加え、昨年度から豊後高田市医師会に協力をお願いし、市内の5医療機関で特定健診の受診が可能となりました。また、今年度からは、宇佐市内の17医療機関においても受診可能となり、対象者の皆様が身近に健診を受けやすい体制づくりに取り組んでおります。

あわせて、自治委員さんや健康推進員さんのご協力をいただきながら、市民の皆様が1人でも多く健診を受診されることにより、病気の予防、早期発見ができるよう取り組みを進めているところでございます。

さらに、健診後の相談や保健指導の充実を図り、今後も予防対策に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

国保会計を支える国保税につきましては、平成23年度の課税標準額の見込みが平成22年度より減少していること、被保険者数が減少していること等により、国保税の税収は減少することが予想されます。

加えて、医療費については増加傾向にありますので、引き続き厳しい財政運営となります。以上のことから、国保税の引き下げについては考えておりません。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 商工観光課長佐藤之則君。

○商工観光課長（佐藤之則君） 報第5号、スパランド真玉の利用者の増加対策についてお答えいたし

ます。

スパランド真玉の営業促進につきましては、これまでも周防灘フェリーなど旅行者との連携、団体、個人客の誘客を目指した各種プラン、各種ツアーを企画し、誘客を図ってきたというふう聞いております。

今後につきましては、これまでの企画に加えて、新たに都市部、近隣のグラウンドゴルフ利用者の集客プラン、野菜づくりオーナープランなどの造成や、平日の宿泊客の増加対策としてシングルユースの新たな使用料金設定などにより宿泊客の増加を図ること、加えてイノシシ肉やかき揚げ井によるランチメニューの強化と地域食材を使った料理の拡大による飲食の増加を図ることなどに取り組んでいくという報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（村上和人君） 20番大石忠昭君。

○20番（大石忠昭君） いま、各課長から答弁がありましたけれども、余りにも長過ぎます。私、昨日も宇佐の議会傍聴しましたが、もう本当に簡潔ですよ。質問された部分に答えていますよ。だからだらだら長いことやっても原稿読むだけでしょ。だから、聞いちよるほうもわかりにくくてたまりませんよ。

市長に、私、わざわざ市長名指しで問うた問題については、市長の政治姿勢が問われる問題ですから答弁をすべきですよ、市長。よそ向いて済まされるようなもんじゃないですよ。明日は明確にそうしてもらいたいと思います。よって、あと16分になりましたけど、簡単に質問をしますので、本当に聞かれた部分を答えてくださいよ。

一つは、定住促進住宅促進事業という形で空き家改修に50万補助を出すと、20件ね。定住促進するということなんですけれども、それは、工業団地の労働者の関係で述べられましたけれども、私の調査によりますと、中核工業団地で働いてる方が実際に住民票を高田に置いてない方も相当あるじゃないですか。こういう問題こそ、やっぱりあなたの方手で調査をして、やっぱり是正させないと、これは法律からいってもおかしい問題ですよ。税金も豊後高田市に落ちてないじゃないですか。

その辺もあわせて定住、ただ、ただ人口が増えればいいんじゃないかと、やっぱり住民票を置いてもらってやらないとごみから尿から市がやってるんですよ。その辺についても、やっぱり本当に市の税収が

増えるように、そういう形で努力してもらいたいと思うが、どうするか聞きます。

それから、これは、この事業は今回1,000万の100パーセント市の一般財源なんですけれども、今年で終わるのか、また、引き続きやろうとしてるのか、この事業者についても、いわゆるその空き家の工事をする事業者ね。これは市内に限るというようにしてもらって、やっぱり経済効果の波及を図ってもらいたいと思うんですけど、その辺、それでよいのか。

それから、安心住まい改修支援事業について、市も5パーセントの助成を上乗せするようになっておりますので、そのことは評価をいたします。

しかし、佐伯では、当初予算で今回3,000万予算組みました。うちは390万ですよ。これは、佐伯はまだ県が実施する前に市独自の事業なんです。隣の杵築でも1,000万の予算組みまして、助成額が杵築でも25パーセント、佐伯では3分の2の助成をするというような、そういう先進地もありますので、来年からも事業をやるということですから、引き続き市民のニーズに応じて、これ前向きに検討して事業を充実していただきたいと思います。その辺、どうするのか。

それから、火葬場の廃止については、新しいのが稼働したら廃止するのは当然ですけども、完成後、いままで私の記憶では12月9日、完成目指してると思うんですけども、できるものならそれよりも1日も早く市民には利用できるようにさせてほしいと思うんですよ。その辺、そういう努力の見通しがあるのか。いや、いまは12月と言ったけど、12月は1日から31日まであるんだけど、そう12月といったら9日より1日まで、この9日間、なんぼか調整がきくということなのか。1日も早く稼働できるようにしてもらいたいと思うんですけども、その辺どうなのか。

それから、火葬料については、維持費で計算したら年間に400体だから、1体当たり5万円などということを出して、それが1万2,000円なんだから、まあ市民協力しよということで打ち出してるけれども、それは市民納得しませんよ。維持費が1体当たり5万円かかるというのは、どういう根拠なのか。これ市民にわかるように説明してください。これ宇佐の1万5,500円決めるときでも大問題になったんですよ。

それから、やっぱりそこから見るんじゃないかと、

いままでの市民生活の実態から見まして、私の法解釈では、これは使用料を取らなければならないになっていないですよ。取ることができるんであって、それを無料にしようと思ったら、市長の配慮でできるようになってるんですよ。私は無料論を言っていない。しかし、一度に3,000円から1万2,000円と4倍も上げるとするのは、ちょっとひどいのではないかと。

例えば、固定資産税の値上げ問題でも3年間暫定措置をとる。国保税についても旧香々地、真玉については、3年間の暫定措置をとったでしょう。そういう方法だってあるじゃないですか。一遍に4倍も上げるちゅうのは、市長、不当と思いませんか。いつだれが利用するかわかりませんが、本当に市民の立場に立てば、一度に4倍上げるとするのは見直すべきだと思いますが、市長の見解を求めます。

あと火葬場の減免について、生活保護者についても検討しようということなんですけれども、軽減措置と免除という方法があるんですけれども、私は、生活保護者については免除という方法をとってみたいと思うんですが、これも市長の政治姿勢が問われる問題ですから、これ市長は決めるとなってますので、市長の考え方を市民の前に明らかにしてください。

申し遅れましたけれども、高齢者や子ども宅の改修事業についての施工業者についても、県は県内となってるけれども、市の事業ですから、これは業者は市内の業者に限るといってほしいと思うんですが、それでよいかどうか確認しておきます。

それから、ごみゼロの条例なんですけれども、罰則が今回5万円というように規定されましたので、私が述べた第3条に違反した場合、これは自分の土地によそから捨てられたと。しかし、自分の家は清潔を保持せよいかんから保持してないから、片づけないからということで、よもや罰金をかけるということはないと思うんですけど、そんなことはないというふうに明確にしてほしいんですよ。不法投棄の側にあっても、捨てられて片づけんから5万円罰金出せというようなことにはならないと思うんですよ。

それから、やはり捨てられた場合については、やっぱり何らかの方法で市の責任で片づけるという方法をとれないかどうか。だけでもいつもいつも常時捨てられてるところは、もう看板立てても捨てられる

ところはたまったもんじゃないですよ。そうしてもらいたいと思うんですけど、どうなんでしょうか。

それから、国保の専決処分の問題なんですけれども、これも第2、3号報告というようにあるんですけども、条例は同じ条例なんです。2号報告のほうは、それは、専決処分でもいいと思うんですよ。だけど3号報告のほうは、これは私は別にしてるでしょう。別に専決してるでしょう。3のほうについては、この6月議会にかけるとか、あるいは、臨時議会を開くべきだと思いますよ。そうでしょう。

私の調査では、これ4月1日からやらなくてはならないってなっていないでしょう。限度額を57万に引き上げなくてはならないじゃないでしょう。全国的には、57万に引き上げたところは少ないです。

大分県でも、据え置きしてるところがあるじゃないですか。いま専決処分云々というのは、専決処分のところは軽減措置の専決処分であって、57万円に専決処分を何箇所しておりますか。57万にしないところがあるじゃないですか。その辺、市民の前に明らかにしてください。

それから、私の調査では、高田の国保税がいかにか高いか。4人家族で所得200万円で44万6,000円、250万で51万9,000円、300万で59万、今度の約400万の所得の方が70何万になるんですよ。こんなとこないですよ。約400万、4人所得で77万の国保税なんです。大変な問題でしょう。

だから、よそは、この上限を国が決めても、あくまでも条例は議会にはかって、それで議会で決めることだから値上げはしませんというところが全国的にあるじゃないですか。それを専決処分したというのは、市長、不当と思いませんか。法律的に、市長、専決処分できる条項が4項目ありますけれども、それをご承知でしょうか。それにどういように適當すると思いませんか。これほど議会軽視はないと思いますよ。議長にも全然相談しなかったちゅうのは、どういことなのか、市民の前に明らかにしてください。

以上。

○議長（村上和人君） 市参事兼企画政策課長宮崎敦夫君。

○市参事兼企画政策課長（宮崎敦夫君） 大石議員の追加質問についてのお答えをさせていただきます。

まず、税収を上げるためどうい定住促進を図っていけばよいかというご質問だったと思いますけれど

ども、この件につきましては、まず、本事業によりまして住んでいただくと。豊後高田市に、多くの人が住んでいただくということをまず考えております。

それに伴いまして、改修工事ですとか、あるいはそれに伴う波及効果というものを見込んでおり、それによって市が潤う、活性化されるということを考えておるところでございます。

もう一つ、改修事業者は、市内の業者さんに限るといふふうなお話だったと思いましたがけれども、これにつきましては、市内の業者さんを中心に今後検討を考えていきたいと思っております。

○議長（村上和人君） ここで執行部に申し上げます。

残り時間が少なくなりましたので、簡潔にご答弁を願います。よろしくお願ひします。

○議長（村上和人君） 市長永松博文君。

○市長（永松博文君） 私から、国保税の専決についてお話しします。

先程も課長から説明がありましたように、国から来たのが3月30日、4月1日からやれということでもあります。

これをどうするかという、おっしゃるとおりに、6月議会でするかどうかという話でありますけれども、この目的は何かというと、中・低所得者の年金を少なくしようという。これを資料でもちょっと差し上げておりますけれども、いま、対象となる400万円以上の所得のこの豊後高田では3.3パーセントしかない。あとこれが200万円以下の人は89.2パーセント、そういうもので、それに先程申したように、高齢者が多くて、いまも医療費は県下で3番目になってるといふふうな感じであります。

それともう一つ、国民健康保険、ここの皆さん方が半分国民健康保険に入ってるのかどうか。だから、いま全体として約今のところは3割の方々。

この制度の一番悪いところは何かと言いますと、定年退職して仕事なくなった人たちは、この国民健康保険に入ること。だから、どうしてもやはり所得が少ない人がこの国民健康保険に入っているという。それが特に豊後高田は高いという。だから、3.3パーセントの人、だから、先程言いましたように、この効果が余らないんですけれども、そういうようなこの人たちが多いところは、上げんでもいいわけなんです。我々のところは、どうしてもこの人たちを上げたとしても、いま、大石議員が言いましたように高いわけですから、どうするかとい

うともう、これは低所得者の人たちに対しては7割減額とか、そういうものをいろいろしてもらって、こんくらいなわけです。

そういうことなので、どうしてもこの高額の人たちにとっては、丸々させてもらわなければ、それは、大石議員の趣旨も同じだと思います。高額の人から出せという、まさにそういうことなんで、何とかしてしてもらわなきゃ、低額者を、これからまた上げなきゃならんわけですから。

それと同時にもう一つの問題としちゃ、一般財源から出せという、3割の人のために、どこまでいくかという、そういう議論もしなきゃならんわけで、それは、最終的に、ただ国民健康保険税高いですから、これをどうするかちゅうのは、皆さん方と議論しなきゃならん。

それと同時に、いま我々が言ってるのは、県全体でやってくれと。それでないと、もうやっていけないという、そういう状態であります。

それから、もう一つは、火葬場の使用料でありますけれども、3,000円が1万2,000円になって高いということもそうだと思いますけれども、これもいま言いましたように、やはり税金で全部するか、同じことなんです。税で全部するか、それとも、ちゃんとその利用した人に負担してもらおうかという。だから、いま我々が言ってるのは、5万円かかる内の1万2,000円だけはしていただくこと。だから、税が、あとは税で補てんをしようということなんですから、そんなに無理なことは言ってないし、基本的なものとしては、例外的は除いては、やはり新しくつくったところは、やはり1万円以上だということでもあります。どうしてもその経費とか、そういうものになってくると、それと同時に、やはりいままでの3,000円のところは何もしてませんけれども、やっぱり便利になればなるほど経費は上がるわけですから、そういう面では、そういうことの中で1万2,000円というのはご理解いただきたい。

その他については、各課長に願ひします。

以上です。

（「長すぎるわ」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和人君） 環境課長都甲賢治君。

○環境課長（都甲賢治君） まず、先程答弁の際に、私「38号議案」のところを「80号議案」と言ったようで、大変ご迷惑かけました。訂正させていただきます。

6月21日

まず、火葬場の減免が免除できないかということですが、規則のほうでは2分の1の減額でいま考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

それから、維持管理費については、人件費、それから、燃料費、そういった諸々のものを計算して約2,000万という数字が出ております。今後もそれは、それぐらい見込めるというふうに思います。

それから、ごみの関係ですけども、議員がおっしゃるとおり、もう捨てられた方には、もう本当被害者と同じなんで、それはもう絶対過料はかけません。

それと、過料5万円というのは、これ地方自治法の関係で、一応5万円以下という中で、本市では規則では5,000円を想定しております。

それから、収集が困難なものについては、いま現在も市のほうが職員と協力して、あくまでもこれは自治会長などと相談しながら事業を進めて処理しているところでございます。

以上です。

○議長（村上和人君） 建設課長筒井正之君。

○建設課長（筒井正之君） 再質問についてお答えを申し上げます。

市の負担率を上げることにつきましては、先程申し上げましたように、バリアフリー改修型と子育て改修支援事業につきましては、予算として市の負担率を県と同じ10パーセントにさせていただいておりますので、負担率を上げることは現在考えておりません。

以上であります。

（「肝心なこと答弁してないじゃない」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和人君） 商工観光課長佐藤之則君。

（発言する者あり）

○商工観光課長（佐藤之則君） 先程35号議案の再質問の中にありました工業団地の関係の従業員のお話ですけども、確かに直接雇用の関係は各企業に対してしたし、今後もお願いしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

（発言する者あり）

○議長（村上和人君） 申し合わせ発言時間が終わりました。超過いたしましたので、これで終わりたいと思います。

（○20番（大石忠昭君） 議長、ちょっと要望です。明日から、これじゃ答弁納得しませんよ。答弁

長いのは、とめさせていただきます。市長の答弁だって私が聞いたこと答えてないじゃない。私は専決処分、根拠を示せてやってやったんだけど、何もないじゃないか。ワンマンはやめてもらいたんですよ、市長。議会のこと大事にしてください。終わり。あんまりワンマンじゃないか。）

○議長（村上和人君） ただ今議題となっております第35号議案から第40号議案まで及び第1号報告から第5号報告までについては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（村上和人君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前10時に再開し、一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後 0時00分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 村上和人

豊後高田市議会議員 山田秀夫

〃 松本博彰